

〔48 釈 文〕 吾妻郡原町博奕取締り規定書

(文政八年：一八二五)

規定書之事

一 博奕・賭之諸勝負并宿致候者者、

御役所江申立候事

一 博奕致候者之組合者、三貫文之

過料并諸雜用可^二差出^一候事

一 博奕致候を見付、密々にて為^レ知来候

者江者、内々褒美遣可^レ申候事

右之條々、前々より嚴敷被^二仰渡^一候

所、別而此度堅相守可^レ申旨被^二

仰渡^一、一統奉^レ畏候、仍而小前一同連印

仕候処、如^レ件

九兵衛^印

孫右衛門^印

文政八年酉二月 弥右衛門^印

六三郎^印

儀兵衛^印

(以下、連名省略)

【48読み下し文】

規定書の事

一博奕（ばくち）・賭（かけ）の諸勝負並び宿致し候者は、御役所へ申し立て候事

一博奕致し候者の組合は、三貫文の

過料（かりよう）並び諸雑用差し出すべく候事

一博奕致し候を見付け、密々にて知らせ来たり候

者へは、内々褒美（ほうび）を遣わし申すべく候事

右の條々、前々より嚴敷（きびしく）仰せ渡され候

所、別（わけ）て此の度堅く相守り申すべき旨

仰せ渡され、一統畏（かしこ）み奉り候、仍（よつ）て小前一同連印

仕り候処、件（くだん）の如し

九兵衛印

孫右衛門印

弥右衛門印

六三郎印

儀兵衛印

文政八年酉二月

（以下、連名省略）